

ため池の自然研究会会則

1. 本会は「ため池の自然研究会」と称する。
2. 本会は、ため池の自然に関する調査研究と保護および知識の普及、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) ため池の自然についての調査、研究
 - (2) 研究発表会、総会および目的を達成するための行事の開催
 - (3) 会誌「ため池の自然」の発行
4. 会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めた者とする。
5. 会員は、会誌の配布をうけ、本会の諸事業に参加できる。
6. 本会は、次の役員をおく。会長、副会長、会計、庶務、会計監査各1名、編集、幹事若干名
役員の任期は3年とし再選を妨げない。
7. 本会は顧問をおくことができる。
8. 会の運営を円滑に行うために運営委員会（幹事会）をおく。
運営委員会は、上記役員で構成され、会の運営、事業について審議、決定する。
9. 会長は、総会で選出され、運営委員（幹事）は会長が指名する。
10. 本会に入会するには、1年分の会費をそえて事務局に申し込む。
11. 会費を2年にわたり滞納した者は、退会とみなす。退会の際は、研究会事務局に連絡する。
12. 本会の名誉又は信用を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした会員に対し、運営委員会（幹事会）は退会を勧告することがある。
13. 会費は3000円とする。
14. 本会の事務局は、会長の指定するところにおく。
15. 会則の改正は、総会で決定される。

- ・付則1. 本会則は、1985年2月1日から施行する。
- ・付則2. 2000年1月1日改正
- ・付則3. 2020年1月1日改正、ただし、13の会費については2021年度から施行する。